

イデックスでんき冬の節電プログラム 2026 利用規約

「イデックスでんき節電プログラム 2026 (以下、「本プログラム」といいます。) 利用規約」(以下、「本規約」といいます。)は、株式会社新出光 (以下、「当社」といいます。)) が開催する本プログラムに関する取扱いを定めるものです。

1. 本規約の変更

当社は、必要に応じて本規約の内容を変更する場合があります。本規約を変更する場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期をお知らせします。変更の効力発生時期以降の本プログラムの参加条件等については、最新の本規約によります。

2. 本プログラムの内容

本プログラム期間中、イデックスでんきにご契約中であるお客様は、本プログラムに参加のお申込みをいただき、当社からの節電要請の LINE メッセージまたはメールを踏まえて当社指定の時間帯に節電いただく事により、節電の取組みの結果に応じて特典を受けることができます。

3. 本プログラムの期間

本プログラムの期間は、2026 年 4 月 1 日 (水) から 2027 年 3 月 31 日 (水) までとし、参加お申込み期間は、2026 年 4 月 1 日 (水) から 2027 年 2 月 28 日 (日) までとします。

4. 適用条件等

当社は、お客さまが次の条件を満たした場合に本プログラムを適用します。

- (1) 本規約のすべてに同意の上、本プログラムのお申込み期間内にお申込みいただくこと。
- (2) 参加お申込みの時点でイデックスでんきの需給が開始していること。
- (3) 本プログラムの参加お申込み時点から特典付与の手続き開始までの間、継続してイデックスでんきにご契約中であり、かつ当社からの LINE メッセージまたはメールを受信できる状態にあること。
- (4) 対象の需要場所に通信機能を有したスマートメーターが設置されていること。

5. 本プログラムの節電手法 (指定時型 (kWh 型))

(1) お客さまごとの標準的な使用量から実際の使用量を差し引いた残りの値を節電量として定義します。節電量の計算は 30 分値を 1 単位として 1 単位ごとに行い本プログラムの節電対象時間帯毎に合計し、小数点以下第 3 位を四捨五入し算定します。

(2) 標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用状況を活用し「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(資源エネルギー庁・令和2年6月1日最終改定)における「代替ベースライン High 4 of 5 (当日調整あり)」に基づき算定します。

イ 平日の場合

(イ) 標準的な使用量は、平日の直近5日間(土日祝日及び過去の対象日を含まない)のうち対象時間帯における使用量の多い4日間の対象時間帯における平均使用量となります。なお、標準的な使用量が負の値となる場合は0kWhとして取り扱います。また、直近5日間において対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、最小日のうち対象日から最も遠い1日を除き、4日間で計算いたします。

(ロ) (イ)の計算の結果、対象時間帯における平均使用量が、(イ)により算定した対象時間帯における使用量の総平均の25%未満の日を含む場合、当該日を平日の直近5日間(土日祝日および過去の対象日を含まない)から除き、以降同様の方法で対象日から過去30日以内(平日及び土日祝日含む)まで平日の直近日が5日に満ちるまで遡り設定いたします。なお、平日の直近日が5日に満たない場合は、4日間で計算いたします。平日の直近日が4日に満たない場合は、過去30日以内の対象日も含め4日に満ちるまで遡り設定いたします。

(ハ) 節電対象時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマについて、「節電実施日当日の需要量-(イ)および(ロ)の算出方法により算出された値」の平均値を算出します。

(ニ) (イ)および(ロ)で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、(ハ)で算出された値を加算したものを標準ベースラインとします。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインをゼロに補正することになります。

ロ

土日祝日の場合

(イ) 標準的な使用量は、土日祝日の直近3日間(平日及び過去の対象日を含まない)のうち対象時間帯における使用量の多い2日間の、対象時間帯における平均使用量となります。なお、直近3日間において対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、最小日のうち対象日から最も遠い1日を除き、2日間で計算いたします。

(ロ) (イ)の計算の結果、対象時間帯における平均使用量が、(イ)により算定した対象時間帯における使用量の総平均の25%未満の日を含む場合、当該日を土日祝日の直近3日間(平日及び過去の対象日を含まない)から除き、以降同様の方法で対象日から過去30日以内(平日及び土日祝日含む)まで土日祝日の直近日が3日に満ちるまで遡り設定いたします。なお、土日祝日の直近日が3日に満たない場合は、2日間で計算いたします。土日祝日の直近日が2日に満たない場合は、過去30日以内の対象日も含め2日に満ちるまで遡り設定いたします。

(ハ) 節電対象時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマについて、「節電実施日

当日の需要量－(イ)および(ロ)の算出方法により算出された値」の平均値を算出します。

(ニ) (イ)および(ロ)で算出された値における DR 実施時間帯の 30 分単位の各コマに、(ハ)で算出された値を加算したものを標準ベースラインとします。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインをゼロに補正することになります。

(3) 節電量の計算は、対象の電気料金プランが適用されている需要場所に設置されたスマートメーターから送られる 30 分値の使用量をもとに行います。スマートメーター未設置やシステム障害・通信障害などにより使用量データが欠損していた場合は本プログラムの節電量の算定および特典付与の対象外です。また、(2)に基づき設定される標準的な使用量の算定にあたり必要となる日数が足りない場合は本プログラムの節電量の算定および特典付与の対象外になる場合があります。

(4) 当社は本プログラムの対象者様に対して節電対象時間帯の節電量に応じて特典を付与します。節電対象時間帯は節電量 0.01kWh に対し当社が、「5. 特典および付与時期」にて設定した特典を付与します。

(5) 節電対象時間帯は「3. 本プログラムの期間」で定める期間の中で当社が任意で設定します。なお、節電対象を設定しない日時間帯がありますのでご了承ください。

(6) 節電対象時間帯は原則前日に送信する LINE メッセージまたはメールにてご確認いただけます。LINE メッセージはイデックスでんき My ページに LINE ログインいただいた LINE アカウント宛てに、新出光 LINE 公式アカウントより送信されます。また、メールは本プログラム参加のお申込みフォームにてご入力いただいたメールアドレス宛てに、本プログラムの専用メールアドレスから配信されます。

(7) 1 つのお客さま番号に需給契約が複数登録されている場合、全て節電ポイントの算定対象となります。

(8) 本プログラム期間中お客さまが獲得した節電ポイントは節電専用ページにてご確認いただけます。

5. 特典および付与時期

(1) 節電達成特典

節電量 0.01kWh につき 1 節電ポイントを付与いたします。10 節電ポイント＝1 円相当の特典と換算し、対象期間を通じてお客さまが取得された節電ポイントの合計に応じた特

典をいたします。なお、特典は小数点以下を切り上げて算定します。本プログラムへのお申込み時にデジタルギフトまたは電気代値引きのお好きな方をお選びいただき、お選びいただいた方の特典を付与いたします。電気料金からの値引きについては、値引き対象月の電気料金が値引き額に満たない場合は翌月に繰り越しをして値引きいたします。

(3) 節電達成特典付与時期

デジタルギフトをご希望のお客様には、LINE メッセージまたはメールにてデジタルギフトの URL をお送りいたします。なお、以下の理由等によりお客さまが特典を受領できなかったとしても、当社は特典を再発送いたしません。このときお客さまが被った損害および不利益等については、当社は一切の責任を負いません。

(イ)「新出光 LINE 公式アカウント」をブロックされている場合または本プログラムに関連する送付専用メールアドレス「no-reply@idexdenki-dr.idex.co.jp」を受信設定していない場合

(ロ)通信障害などにより LINE メッセージまたはメールを受け取れなかった場合

(ハ)お客さまご自身で LINE メッセージまたはメールを削除された場合

デジタルギフトの付与時期は下記の通りです。

- ・2026年4月～2026年6月の節電に応じた特典・・・2026年7月下旬
- ・2026年7月～2026年9月の節電に応じた特典・・・2026年10月下旬
- ・2026年10月～2026年12月の節電に応じた特典・・・2027年1月下旬
- ・2027年1月～2027年3月の節電に応じた特典・・・2027年4月下旬

電気料金値引きの付与時期は下記の通りです。

- ・2026年4月～2026年6月の節電に応じた特典・・・2026年7月利用分（8月請求）
- ・2026年7月～2026年9月の節電に応じた特典・・・2026年10月利用分（11月請求）
- ・2026年10月～2026年12月の節電に応じた特典・・・2027年1月利用分（2月請求）
- ・2027年1月～2027年3月の節電に応じた特典・・・2027年4月利用分（5月請求）

なお、ご契約状況及びご利用状況または本施策の運営上の都合等により、当社は、節電特典付与月の以降の月に特典を付与する場合があります。

6. 注意事項

(1) 本プログラムの参加お申込み時点で、迷惑メール対策として、本プログラムに関連する送付専用メールアドレス「no-reply@idexdenki-dr.idex.co.jp」を受信設定していない場合、本プログラムに関する各種ご連絡ができませんので、設定のご変更をお願いします。

(2) 本プログラム期間中に用いる 30 分値の使用量は一般送配電事業者から連携される 30 分電力量を用います。30 分電力量は後日訂正されることがございますが原則本プログラム

では遡っての訂正はいたしません。

(3) 本プログラムの参加、お問い合わせにかかる費用（インターネット環境整備、インターネット接続料、通信費等）はお客さまのご負担とさせていただきます。

(4) 本プログラムへのお申込みによって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または過失に起因するものを除き、当社はその責任を一切負いません。

(5) 当社は、本プログラムに関連して、当社の故意または重大な過失によりお客さまに生じた損害について、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。

(6) 本プログラムにて取得した個人情報、当社の個人情報保護方針 (<https://www.idex.co.jp/privacy/index.html>) にしたがって取り扱うものとします。

(7) 本プログラムは予告なく変更または終了させていただく場合があります。

(8) 生活に支障をきたさない範囲で本プログラムにおける節電をお願いします。

以上

2026年3月制定